

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500120 1106010
特例要望事項	鉱害賠償登録が不動産登記法における合筆の禁止事由とならない緩和措置
意見提出者名	福岡県田川市
意見の要点	<p>不動産登記法における鉱害賠償登録の位置付けを考えると、鉱害賠償登録は権利ではないから、登記すべきものではない。また、鉱害賠償登録は権利に関する登記でもないから、不動産登記法第81条ノ3により、合併を禁止することはできない。さらに、現行では、土地一筆に対して全体を鉱害賠償登録し、その範囲を明示していないが、不動産登記の基本は表示を明確にすることにあり、鉱区図により鉱害が発生した範囲の特定がされているのであるから、鉱害賠償登録の範囲を明示する方法を確立すべきである。</p>
意見に対する回答	<p>当該不動産に関する権利について鉱害賠償支払登録がされているか否かは、当該不動産の取引に重要な関係があることから、法制度上、不動産に関する権利を公示する登記簿に記載することとされたのであり(鉱害賠償登録令第26条)、したがって、本来登記すべきものである。</p> <p>また、鉱害賠償支払登録がされた土地について無制限に合併を認めると、支払登録の対象となる部分が不明確となって、権利関係を混乱させるおそれがあり、不動産登記法の趣旨を没却することとなるから、登記簿に記載した鉱害賠償支払登録については同法第81条ノ3の適用があると考ええる。</p> <p>さらに、合併後の土地について鉱害賠償支払登録の範囲を図面及び登記簿上で明示すれば、権利関係を混乱させるおそれもなく、合併を認めることが可能とも考えられるが、鉱害賠償の支払は土地所有者と鉱業権者等の契約によってされるものであるから、当初からそのような法制度を採用しているならばともかく、現時点においてすべての関係人(利害関係人を含む。)により、既登録(支払契約)の内容を変更することは極めて困難であると考ええる。</p>
担当省庁名	法務省 経済産業省資源エネルギー庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500130・0500140 1106030・1106040
特例要望事項	鉱害賠償登録令において、抹消の手続を簡易に申請できる緩和措置 鉱害賠償登録令の利害関係人を採掘権に対する抵当権者に限定する措置
意見提出者名	福岡県田川市
意見の要点	<p>筑豊地域のほとんどの炭鉱では、鉱業権が放棄されて30年近く経過しており、鉱害賠償の求償権は時効により消滅しているはずであるから、鉱業権者の保護は必要でない。このような筑豊の現状を踏まえ、鉱害賠償登録の抹消を簡易に行うため、利害関係人の同意を不要とすること、土地の権利者単独の申立てによる除権判決のような形で抹消可能とすること、鉱業権消滅の一定期間経過後は、休眠抵当権の抹消のように供託により抹消可能とすることを検討していただきたい。</p> <p>また、利害関係人すべての同意を必要とする今回の回答は、戦災により鉱業原簿が消滅したため、鉱業権者並びに租鉱権者がそれぞれ最終者1名しか存在してないとして、登録の抹消により合筆を可能とした、先の地方分権特例制度の結果から後退するものであり、再考をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>鉱害賠償登録制度は、将来生ずる鉱害による損害賠償額について予約契約を締結し、その予定された賠償額を支払うことによって、鉱害賠償を打ち切ったことを第三者に対抗し得る点に意味がある。したがって、鉱業権が放棄されて30年以上が経過しているとしても、将来鉱害が発生し、鉱業権の消滅時における鉱業権者及び租鉱権者が損害賠償を請求される可能性が理論上及び實際上否定することができない以上(鉱業法第109条第1項)、鉱業権の消滅時における鉱業権者等の保護は必要である。</p> <p>さらに、鉱業権の消滅時における鉱業権者等は、一般の民法法理に基づき、その損害が従前の鉱業権者等の作業によることを立証して求償権を行使することも可能であるから、求償権の時効消滅を理由として、利害関係人の同意を不要とすることはできない。</p> <p>また、土地の権利者単独の申立てによる除権判決や供託によって鉱害賠償支払登録を抹消できる制度を創設するについては、その具体的な内容が不明であるばかりか、その登録を受けた鉱業権者等の手続保障を著しく弱めることになりかねず、認めることはできない。</p> <p>先の地方分権特例制度では、再製鉱業原簿に登録された者(回復登録の申請をしなかった者は鉱業原簿における順位を失う(鉱業登録令第11条))からの申請により、「特段の措置を講ずることなく」本来の手続に則って鉱害賠償支払登録の抹消が行われたのであり、利害関係人の同意を不要としたものではない。</p>
担当省庁名	法務省 経済産業省資源エネルギー庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1130090
特例要望事項	卸供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認
意見提出者名	新潟県柏崎市
意見の要点	<p>卸供給事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価を確保する場合は、利潤の範囲内と考えられる一般電気事業者の収入が減少することとなった場合でも、卸供給事業の運営上何ら支障がないものと解することから、卸供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認を要望する。</p> <p>仮に「特区外の需要家の料金が引き上がらない、引き上げない等」の措置が講じられた場合には、特区外に悪影響を与えることにはならず、対応が可能と考えられるが如何か。</p>
意見に対する回答	<p>前段については、これまでの回答（措置の概要、再検討要請に対する回答）により既に説明しております。</p> <p>後段については、仮に「特区外の需要家の料金が引き上がらない、引き上げない等」の措置が講じられたとしても、特定の需要家・電力の購入者のみを対象として料金を引き下げるとは需要家負担の公平の観点から問題であると考えています。特定の者への料金引き下げが可能であれば、その引き下げ余地を他の需要家にも還元することが公平であり、ご提案に対応することは困難であると考えています。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1140020
特例要望事項	特許審査請求期間の延長(5年以内)
意見提出者名	福島県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・特許審査請求期間の延長(5年以上)を認めるべき。</li></ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査請求期間の延長を特区内で認めた場合、特区外との関係で権利の帰趨が未確定な出願が大量に存在することになり、特区外の第三者の事業化を著しく制限するおそれがある。</li><li>・第三者からの審査請求を原則とする制度設計は、出願人に第三者の負担によって不当な利益を与えることになり、出願人と第三者間の公平性を著しく害する。</li><li>・特定の出願人にもみ特許権に関する規定の適用の特例を認めることは権利の安定的な付与を阻害する。 以上の弊害を除去する代替措置は存在しないため、特区として対応することは不可能。</li></ul>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1140030
特例要望事項	特許出願に係る書面に求められている記載事項の軽減
意見提出者名	東京都 港湾局海開発部 副参事
意見の要点	出願書類作成の時間を確保するため、研究論文による仮出願を可能とする制度を導入する。
意見に対する回答	特許法30条1項は、発明者が研究論文など自ら発明を刊行物に発表した場合、発表から6か月以内は、当該発明の新規性は失われないと規定している。この規定により、発明者は論文発表から6ヶ月間を出願書類の作成時間等にあてることができる。このように、今回自治体から出された「研究論文による仮出願制度の導入」という要望については、現行制度において既に出願書類作成等の時間が十分に確保されていることから、現行制度において対応可能である。
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0801780、1140050
特例要望事項	TLOに係る承認の弾力化(承認から届出への移行)
意見提出者名	神戸市
意見の要点	TLO法により承認した事業者に対し、特許料等の免除等の優位性を付与することが、実質的に承認を得ていないTLO事業者の参入障壁になっているため、TLO法による承認手続を緩和すべき。
意見に対する回答	<p>前回回答したとおり、意見中に理由として挙げられている「産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務の提供や産業活力再生特別措置法による特許料等の免除等」は承認TLOに対する財政支援そのものであり、従来型の財政支援を得やすくすることを目的とする承認手続緩和提案は構造改革特区の趣旨に反するものと思料する。</p> <p>承認基準を満たさないTLOに対して地方公共団体が承認TLOに与えられるものと同等の財政的支援を独自に行うことは十分可能であり、承認を受けていないTLO事業者が国からの財政支援を受けられないことが即ち参入規制であるとする御指摘は適切でないと考えます。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1160030
特例要望事項	電気保安業務の受託件数制限の撤廃
意見提出者名	日本テクノ株式会社
意見の要点	受託件数制限は不要。
意見に対する回答	<p>外部委託先は、複数の設置者から保安の監督に係る業務の委託を受け、その全ての電気工作物について点検や事故時における適切な対応等を確実に遂行するなど、保安の監督に係る業務に支障をきたさないようにしなければならない。</p> <p>外部委託先が受託できる事業場の数を無制限としてしまうことは、必要な点検等が行われずおそれが生ずるなど保安水準の維持がなされず不適切であるため、受託件数については、外部委託先が保安の監督に係る業務を行う複数の事業場の種類・規模等に応じて点検所要時間等の受託実態を勘案した一定数以内としているものである。</p> <p>なお、指定法人に関する件については、公益法人に対しては法に基づく監査や報告徴収等を通じて、適切な業務が実施されるよう指導・監督してきたところであるが、規制改革推進3か年計画の方針に基づき、公益法人以外の法人の参入を認めるに際しては、このような仕組みを設けないこととしたが、新たな制度の下でも法人による適正な保安業務の実施を確保することが必要であるため、個人事業者と同等な要件や条件が必要とされたものである。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1160040
特例要望事項	法令点検の頻度指定の撤廃
意見提出者名	日本テクノ株式会社
意見の要点	法令点検の頻度指定は不要。
意見に対する回答	<p>自家用電気工作物については、安全確保には特に注意を要する高電圧で受電する設備であるため、このような電気工作物による感電・火災や広域停電等の波及事故を未然に防止するためには、設備の外観検査や絶縁抵抗測定、さらには保護継電器動作特性試験等の定期的な点検が必要である。</p> <p>したがって、事業場の種類、規模等に応じて必要最低限の点検頻度を定め保安の確保を図ることとしており、これにより年間100万件に及ぶ不良が発見され事故の未然防止が図られている。</p> <p>このような実態を踏まえ、必要最低限の点検頻度を定めているものである。</p> <p>なお、電気保安協会と電気管理技術者とで点検頻度に差を設けている事実はない。</p>
担当省庁名	経済産業省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1160050
特例要望事項	電気管理技術者に係る実務経験年数の撤廃
意見提出者名	日本テクノ株式会社
意見の要点	電気管理技術者については実務経験が必要となっているが、電気保安協会において保安業務に従事する者については実務経験が不要となっている。
意見に対する回答	<p>現行制度において、指定法人の従業者に実務経験の要件を明示していないのは、国は指定法人に対して指導・監督することにより適正な保安業務を実施するための体制（従業者への教育等）についてチェックしてきたことによるものである。</p> <p>なお今般、規制改革推進3か年計画の方針に基づき、指定法人以外の法人の参入を認めるに際して、法人を指定する仕組みを廃止することとなり、指定法人に対して指導・監督を行うという制度としないこととなったことから、今後は法人の従業者にも電気管理技術者と同様の実務経験の要件を課すこととなった。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1160060
特例要望事項	機械器具の保有義務の撤廃
意見提出者名	日本テクノ株式会社
意見の要点	機械器具の保有義務は不要。
意見に対する回答	<p>外部委託先は、複数の設置者から保安の監督に係る業務の委託を受け、自らが所有しない異なる種類、規模等の電気工作物について点検や事故時における適切な対応等を確実に遂行するなど、保安の監督に係る業務に支障をきたさないようにしなければならない。</p> <p>したがって、保安の監督に係る業務を行う場合に、設備の規模や状況に関わらず必要となる最小限の機械器具の保有を要件としているものである。</p> <p>なお、機械器具のうち使用頻度が少ない機械器具（絶縁耐力試験装置等）については、必ずしも保有を要件とせず、借り受け等により使用し得る措置が講じられていればよいこととしている。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1170010
特例要望事項	食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等
意見提出者名	北九州市
意見の要点	「過去1年間に「10万米ドル」という点について、具体的な数字を定めた合理的な理由の説明を求めるとともに、回答のなかった「全ての食品IQ品目に対し商社割当てBを適用すること」も含め、改めて規制緩和について再検討の上、回答願いたい。
意見に対する回答	<p>申請者の食品輸入に係る過去の実績要件については、食品（水産物）IQ品目の確実な輸入を担保するため、相当程度の金額の食品輸入の経験を有することが必要であるとの観点から、先着順割当てにより一度に割当てを受けることのできる数量等を考慮しつつ設定してきた。</p> <p>当該要件に関しては、過去、品目毎の割当数量・金額等を考慮して10万米ドルから30万米ドルの範囲で個別に設定していたが、規制緩和の観点から平成12年の制度改正時に、上記要件のうち最も低い基準である10万米ドルに統一したという経緯がある。このため、現在は、「過去1年間に10万米ドルの輸入実績」という要件を課しているところである。</p> <p>なお、一部の品目に関しては、平成12年に当該要件が撤廃され、食料品の輸入経験のない者が割当てを受けることが可能となったが、結果として割当てを受けても輸入が行われないうケースが増加し、先着順割当ての輸入枠の消化率が低下するという問題が発生しているところである。</p> <p>また、現在、商社割当てBを設け、先着順割当てから商社割当てへの移行措置を実施している品目は、需給バランス等を勘案した上で、当該商社割当ての割当限度数量の増加について決定されたもののみである。これは、商社割当ての割当限度数量の増加がないまま、移行段階において商社割当ての割当者が増加した場合、各割当て者の割当数量が年々減少することになってしまうことから、一定の数量を継続的かつ安定的に輸入を担保するために、食品輸入の経験を有し、確実に輸入できる者に対して割当てを行うという商社割当ての制度の趣旨を損ねる恐れがある。</p> <p>他方、割当限度数量の増加は、当該個別品目の需給バランス等を考慮し決定されるため、一律に全てのIQ品目において、割当限度数量の増加がなされるものではない。</p> <p>上記内容に鑑みれば、御指摘のように一律に全てのIQ品目に商社割当てBを設けることは困難である。</p>
担当省庁名	経済産業省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1170040
特例要望事項	総合保税地域において加工された試作品等の輸出に関する経済産業大臣の許可を要する品目の軽減
意見提出者名	大田区
意見の要点	<p>大田区内の工業は、特注部品製造・試作、自動機製作、金型製作等の多品種少量で短納期を特長としている。今後は、羽田空港の国際化とも関連し、海外とのかかる内容の取り引き増大が予想され、特に迅速な対応が中小企業の生き残りに不可欠となる。「試作品輸出にかかる規制の緩和、税猶予制度の検討」をぜひ再度お願いする。</p>
意見に対する回答	<p>安全保障輸出管理は、国際的に合意された規制対象品目について、大量破壊兵器等の開発等に転用されることにより、国際的な平和及び安全の維持に重大な事態を生じさせることがないよう、その輸出について安全保障上のカントリーリスクや当該貨物のエンドユーザー、エンドユース、転用可能性について技術的審査を行っている。</p> <p>したがって、特区のように地域を限って許可を要する品目を軽減した場合、それにより国際的な平和及び安全に影響を及ぼすおそれを払拭するための代替措置が存在しないことから、特区においての対応は不可。</p> <p>なお規制対象品目の審査は、申請から処分まで概ね2～3週間で行っており、諸外国の処理期間と比較しても我が国の制度は遜色のない制度となっている。また我が国は、一括に許可しても国際的な平和及び安全を妨げるおそれのない特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出については一般包括輸出許可制度を導入し、簡易手続で輸出することができる。</p>
担当省庁名	経済産業省